

概算数量設計方式実施要領

(目的)

第1条 本要領は、春日部市上下水道部が発注する配水管工事について、積算業務の簡素化を図り、事業の円滑な積算と執行、契約の効率化を促進することを目的とし、概算数量設計により発注する場合の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 概算数量設計とは、当初設計において「配管材料」と「舗装本復旧面積」の数量の両方またはどちらか一方を概数により設計するものをいう。

(適用範囲)

第3条 適用範囲は次の条件をすべて満足する工事を対象とする。

- (1) 現場状況と概算数量との乖離等（道路形状等が特殊な場合など）により、工事費、工期等に著しい影響を与えない工事であること。
- (2) 配管材料を概算数量とする場合、口径 $\phi 150\text{mm}$ 以下のポリエチレン管布設工事であること。

(概算数量設計の明示)

第4条 概算数量で発注する設計書は、発注者及び受注者が確認できるように以下のとおり明示する。

- (1) 工事名に「(概数設計)」と追記する。
- (2) 設計書の備考に積算数量の一部を概数にて積算していることを明示する。

(設計書の作成)

第5条 設計書の作成については、以下のとおりとする。

- (1) 当初設計図面は、位置図、平面図、撤去図、横断図、土工標準図等を添付する。
- (2) 配管図については受注者が作成し、図面作成費を計上する。
- (3) 積算は各種工事の積算基準に基づき概数により行うものとする。なお、変更契約の数量については実数とする。
- (4) 設計図書の作成に必要な現地調査および測定の費用は、通常行う設計図書の照

査の範囲であるため、別途計上しない。

(5) 工期については、配管図の作成期間として 10 日間程度を通常工期に加算する。

(特記仕様書)

第 6 条 特記仕様書に「概算数量設計方式に係る特記仕様書」を追加する。

(留意事項)

第 7 条 概算数量設計は当初設計時の数量を「概数」とすることで、積算業務における事務量の低減を目的とした方式であり、施工に必要な起終点等の工事範囲や内訳を図面、設計書または仕様書等に明示することは、従来の発注方式と変わるものではないことに注意すること。

附 則

(施工期日)

1 この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

(概算数量設計方式実施要領の廃止)

2 概算数量設計方式実施要領（令和 3 年 6 月 1 日制定）は、廃止する。